

会計事務の見直しについて

令和6年3月
会計管理局管理課

1 財務会計システムの構築方針 および検討体制等

(1) 財務会計システムの構築方針

●財務会計システム（令和9年度運用予定）の整備手法について、主に①～⑤の着眼点から総合的に検討した結果、**「イ 新システムの調達」を採用。**

着眼点

- ①必要な**新機能の実装の可否**
- ②細部にわたる調整による**使い勝手の向上**
- ③将来的な**システムの拡張性・新機能の登載**
- ④**構築費用・運用費用**
- ⑤システムの**安定稼働**

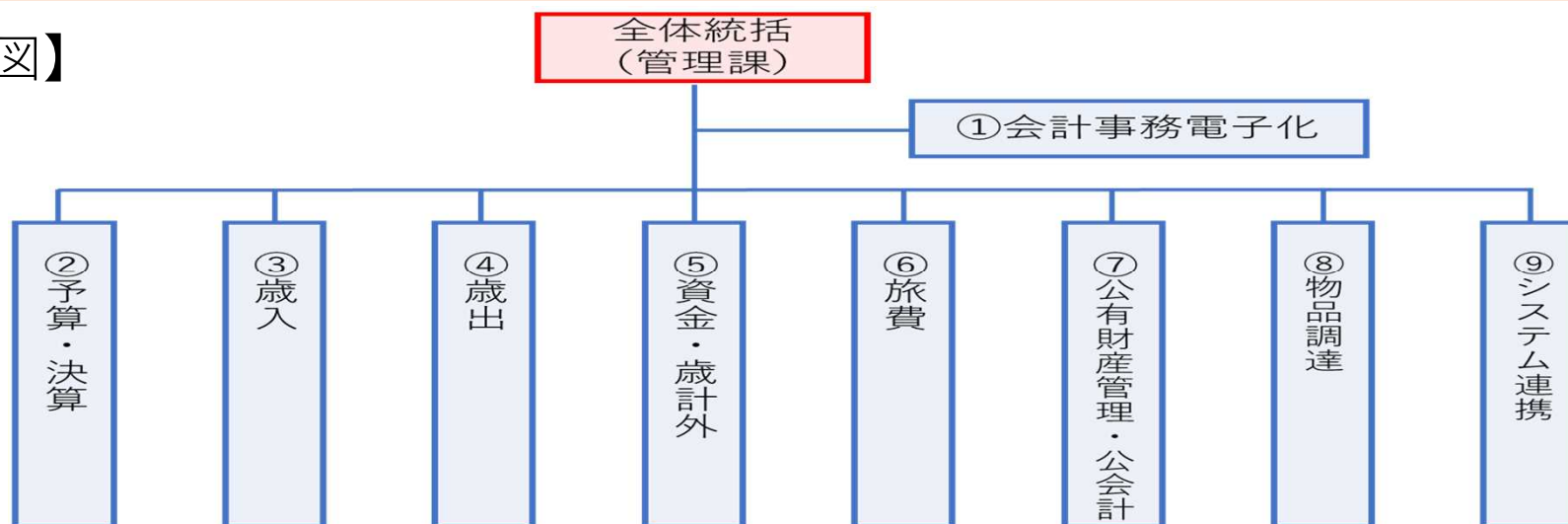
| 整備手法の比較・検討結果 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
|----------------|---|---|---|-----|---|
| ア 現行システムの大規模改修 | ○ | △ | △ | ○～◎ | ◎ |
| イ 新システムの調達 | ◎ | ◎ | ◎ | △～○ | ○ |

「イ 新システムの調達」の手法を採用

(2) プロジェクトチームの設置

- 令和5年10月から、検討主体としてプロジェクトチームを設置。財務会計システムの機能ごとに9つの部会から構成。
- 令和6年度は、委託事業（コンサル）の支援を受け、新システム調達に向けた準備（仕様書作成、予算措置等）を加速させる予定。

【構成図】



【スケジュール】

| 年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 |
|--------|---------------|-----------|-------|----------|
| 主なイベント | プロジェクトチームでの検討 | | | |
| | 実施設計(委託) | 調達・システム開発 | | 新システムの運用 |
| | 現行システムの運用 | | | |
| | | | | |

(3) プロジェクトチームの概要

●各部会は、主管課（部会のとりにまとめ所属）と関係所属（制度所管課、機能をよく利用している所属等）で構成され、関連する機能の仕様内容や懸案事項の検討を行っている。

| No | プロジェクトチーム名 | 内容（プロジェクトチームで扱う機能等） | 主管課 |
|----|------------|--|-----------------|
| 1 | 会計事務電子化 | 電子決裁 ※執行伺、電子審査機能、ペーパーレス（添付書類）、電子請求システム | 管理課 |
| 2 | 予算・決算 | 予算編成、決算統計、執行管理（予算管理、決算管理） | 財政課 |
| 3 | 歳入 | 執行管理（歳入管理、債務者管理） | 管理課 |
| 4 | 歳出 | 執行管理（歳出管理、債権者管理） | 管理課 |
| 5 | 資金・歳計外 | 執行管理（歳入歳出外現金管理、資金管理） | 会計課 |
| 6 | 旅費 | 旅費管理 | 人事課 |
| 7 | 公有財産管理・公会計 | 公有財産管理、公会計 | 財政課 (公有財産) |
| 8 | 物品調達 | 物品要求、見積書依頼・受取システム | 管理課 (エコオフィス) |
| 9 | システム連携 | 他システムとのシステム連携 | 管理課 |

2 コンビニ等収納の開始

公金の収納方法の多様化のイメージ

税を除く公金

これまで

これから

収入証紙・現金で
申請等時に納入を
求めるもの

電子申請・電子納付
(**キャッシュレス**対応)

窓口・郵送
(**収入証紙・現金**)

電子申請・電子納付
(**キャッシュレス**対応)

窓口(・郵送)
(**キャッシュレス・現金**)

「3 窓口
キャッシュレス
収納」で説明

納入通知書により
納入を求めるもの

金融機関※で支払
(現金)
※指定金融機関・収納代理金融機関

金融機関で支払
(現金)

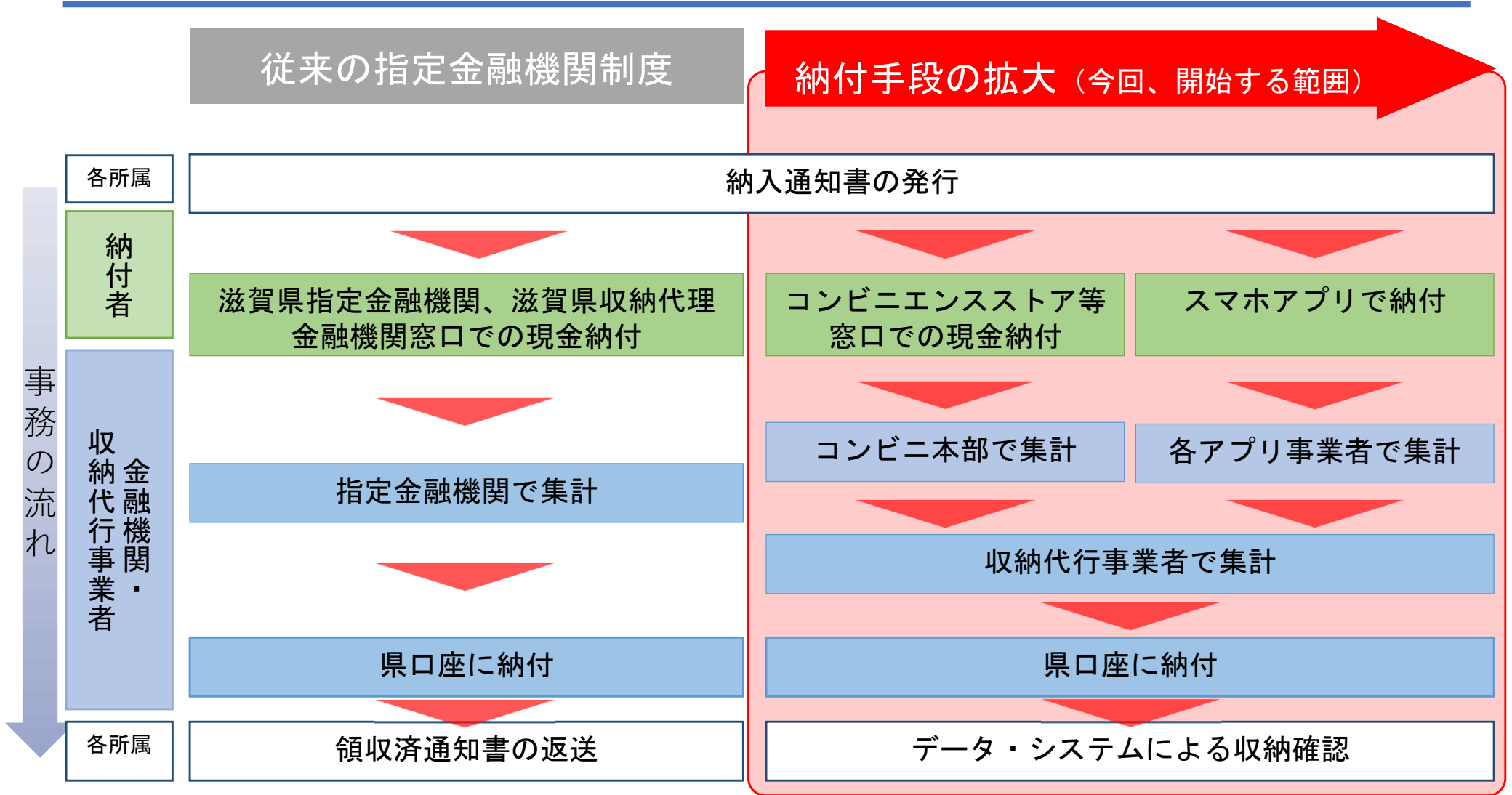
金融機関で支払
(現金)

コンビニで支払
(現金)

スマホで支払い
(**キャッシュレス**)

「2 コンビニ
等収納の開始」
で説明

(1) コンビニ等収納の概要



Point 県民サービスの拡大
コンビニ等窓口、スマホアプリを利用していつでも納付が可能となる。

(2) コンビニ等収納の対象

次の全ての条件に該当する納入通知書（納付書）がコンビニ等収納の対象

- ア 地方自治法施行令に定める次のもの
 - ①使用料、②手数料、③賃貸料、④物品売払代金、⑤寄付金、⑥貸付金の元利償還金、⑦①②に係る延滞金、③～⑥に係る遅延損害金
 - 例) 河湖占用・道路占用使用料、専門学校入学料・授業料、県営住宅賃貸料、各種奨学金返還金 など
- イ 収納額が1件当たり30万円以下であるもの
- ウ 財務会計システム、公営住宅管理システム、奨学資金管理システムで印刷するもの

財務会計システムが自動で判定し、コンビニ等収納で使用するバーコードを印字



※ 利用可能となるコンビニ等およびスマホアプリ

| コンビニエンスストア等 | | スマホアプリ | |
|--|---|---|--|
| ファミリーマート ローソン セイコーマート デイリーヤマザキ ニューヤマザキデイリーストア ヤマザキデイリーストア ヤマザキスペシャルパートナーショップ | 生活彩家 ポプラ くらしハウス スリーエイト セブンイレブン ミニストップ ハマナスクラブ MMK設置店 | LINE Pay☆ Pay Pay☆ d払い☆ Fami Pay☆ 楽天Pay☆ au Pay☆ | 楽天銀行 ゆうちょ pay Pay B はま Pay Yoka Pay こい Pay Oki Pay |
| ※表示順は収納代行業者の表示順 | | スマホアプリを利用した場合、領収書は発行されない ☆を付けたアプリは一部、決済できない科目がある | |

(3) コンビニ等収納開始時期、各所属依頼事項

ア. 開始時期

- 令和6年3月25日から財務会計システムでの印字を開始
 - ※ 公営住宅管理システム、奨学資金管理システムで発行する納入通知書は各システム改修完了後に印字開始

イ. 各所属依頼事項

- ① 納入通知書（納付書）新様式の準備
- ② 利用者への周知
- ③ 所属作成マニュアル、ホームページ等の修正

※ その他

- 手書きによる納付書作成の見直し
 - 下記のとおり財務会計システムを改修するため、システムでの作成に移行するよう検討されたい。
 - ① 納入通知書（納付書）の納期限を「納入通知書発行の日から15日後」に初期設定
 - ② コンビニ等収納用バーコードを印刷

3 窓口キヤッシュレス収納

公金の収納方法の多様化のイメージ

税を除く公金

これまで

これから

収入証紙・現金で
申請等時に納入を
求めるもの

電子申請・電子納付
(キャッシュレス対応)

窓口・郵送
(収入証紙・現金)

電子申請・電子納付
(キャッシュレス対応)

窓口(・郵送)
(キャッシュレス・現金)

「3 窓口
キャッシュレス
収納」で説明

納入通知書により
納入を求めるもの

金融機関※で支払
(現金)
※指定金融機関・収納代理金融機関

金融機関で支払
(現金)

コンビニで支払
(現金)

スマホで支払い
(キャッシュレス)

「2 コンビニ
等収納の開始」
で説明

(1) 窓口キャッシュレス収納の概要

- 令和6年8月以降、順次モバイル型キャッシュレス端末を配付予定
- 窓口でクレジットカード、電子マネー、二次元コード決済が可能
- 収納を行う窓口のうち基準を設け、予算の範囲内で140台の配付を予定



(端末イメージ)

【配付基準】

- 本庁、地方合同庁舎にあり収納件数の少ない窓口(年間50件程度)は対象外
 - 収納実績から一定の処理数(年間3,000件程度)を超える窓口は複数台設置
 - 同一の事務を取扱う地方機関は、配付の扱いを一律にする
-
- 併せて、電子申請による電子収納の活用により、窓口に来る必要のない手のひら県庁を実現

(2) 事務の取扱いおよびスケジュール

ア. 事務の変更点

- ① 収入証紙・キャッシュレス併用期間（令和6年8月～令和7年9月）
 - ・ 現金、収入証紙の取扱いは、現行どおり
 - ・ キャッシュレスで収納を希望の場合は、キャッシュレス端末により決済する（次ページ以降参照）
- ② 収入証紙制度の廃止後（令和7年10月～）
 - ・ キャッシュレスは引き続き実施
 - ・ 現金の取扱いについて、本庁、合同庁舎においては現金集中受付を設置し、各所属で現金を取扱わないよう検討
 - ・ 地方単独機関においては、引き続き現金を取扱う

イ. スケジュール案

| | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度～ |
|-------------|---------------|---|-----------------------|
| 収入証紙制度 | | ★ 7年2月 廃止条例上程 9月末 10月～ 証紙販売終了 証紙利用経過措置期間 | 利用終了 |
| 窓口キャッシュレス収納 | 4～5月 入札、契約 | 8月 先行所属配付 試行開始 | 11月 残り所属配付 本格導入 |
| 現金収納 | (本庁、合同庁舎) | 各所属窓口で収納 | 10月～ 集中受付で収納 |
| | (地方単独機関) | 各所属窓口で収納 | |

(3) ア. 端末を設置する所属

(R7年9月証紙廃止予定まで)

●現行、収入証紙を貼付する手続き

収入証紙が貼付された場合は現行どおり受け付け、キャッシュレス希望の場合は各窓口でキャッシュレス決済を行う。
 ※収入証紙を貼付する手続きでの現金収納は不可。キャッシュレス決済でない場合は、現行どおり証紙を購入させ貼付させる。

●現行、現金で収納する手続き

現金納付を希望の場合は現行どおり現金で収納し、キャッシュレス希望の場合は各窓口でキャッシュレス決済を行う。



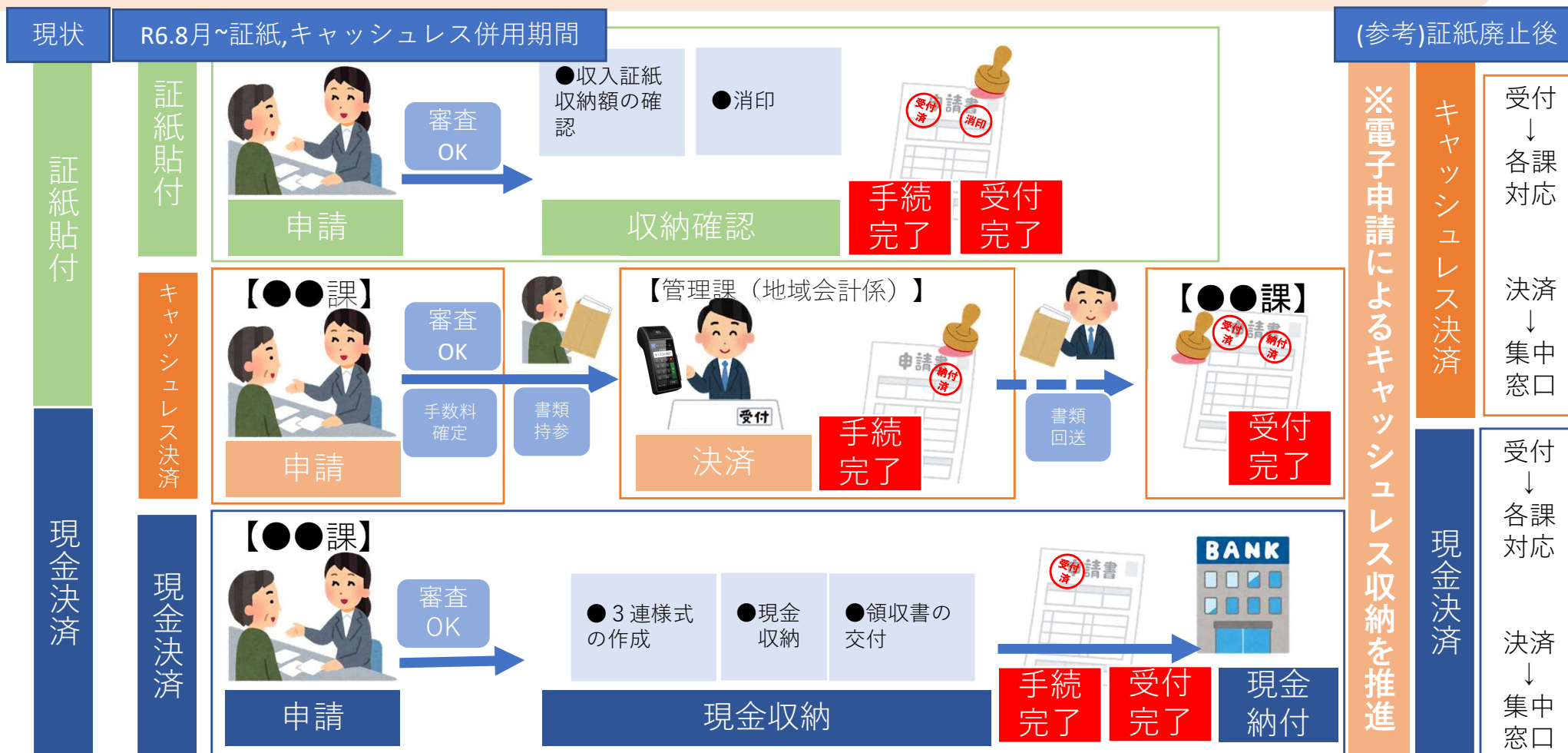
(3) イ. 端末を設置しない所属 (本庁、合同庁舎) (R7年9月証紙廃止予定まで)

●現行、収入証紙を貼付する手続き

収入証紙が貼付された場合は現行どおり受け付け、キャッシュレス希望の場合は管理課(地域会計係)でキャッシュレス決済を行う。
 ※収入証紙を貼付する手続きでの現金収納は不可。キャッシュレス決済でない場合は、現行どおり証紙を購入させ貼付させる。

●現行、現金で収納する手続き

現金納付を希望の場合は現行どおり現金で収納し、キャッシュレス希望の場合は管理課(地域会計係)でキャッシュレス決済を行う。



4 予算配当の見直し

(1) 予算配当の見直しの概要

現状

配当の起案・承認プロセスは、判断内容に比べて事務負担が大きい

原因

執行計画であらかじめ承認を受けたとおりの配当申請にも関わらず重複作業が生じている

対応

- 各所属からの配当申請・財政課の承認を廃止
- 上期配当を現行の暫定配当時期へ前倒し（暫定と上期を統合）

財務規則の改正案

現行制度

予算所管課長は、予算執行計画書に基づき歳出予算配当申請書を作成、知事(財政課)に提出



改正後(案)

知事(財政課)は、予算執行計画書に基づき予算所管課長に歳出予算を配当

※予算執行計画書の作成は必要。

■財務規則の改正理由等

- ・予算の適正な執行は、予算執行計画の承認により担保する。
- ・現行システムの自動配当機能を活用して、職員の事務負担を軽減する。

令和6年度当初予算の予算配当からの適用

5 オープンカウンタ利用に関する ルールの見直し

(1) 見直しの概要

現状

- ・財務規則で1者随契を可能としている10万円と、事務処理要領でオープンカウンタをしなければならない5万円の基準額が存在し、ルールに分かりづらさが生じている。
- ・物品調達を行う職員から基準額を合わせて欲しい、という要望がある。

対応

物品買入れ等の見積合せ事務処理要領を改正し、原則としてオープンカウンタの利用対象を10万円を超える案件とする。

事務処理要領の改正案

現行制度

【物品買入れ等の見積合せ事務処理要領】

(2) 予定価格が**5万円(ただし備品購入の場合は3万円)**を超える物品の購入契約については、原則として、滋賀県物品・役務公募型見積り合わせ(オープンカウンタ)実施要領に基づき、滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、契約の相手方を決定すること。

改正後(案)

【物品買入れ等の見積合せ事務処理要領】

(2) 予定価格が**10万円**を超える物品の購入契約については、原則として、滋賀県物品・役務公募型見積り合わせ(オープンカウンタ)実施要領に基づき、滋賀県物品・役務電子調達システムを使用し、契約の相手方を決定すること。

■改定理由

オープンカウンタを行うべき基準額、財務規則の1者随契が可能な額、備品となる基準額をすべて10万円を基準としたことで、ルールが明確となり、適正かつ効率的な事務の遂行が期待できる。

※備品となる基準額は、すでに3万円→10万円に変更されることが決定している。

令和6年4月1日から施行予定

今回の改正でオープンカウンタの対象外となる10万円以下の案件においても県内業者(納品地ブロック)から購入するよう、改めて周知徹底する。また、ナイスハート物品購入や女性活躍推進企業、事業協同組合からの購入を推奨する。